

令和6年6月28日

指定旧供給地点小売供給約款の 変更の認可について

近畿経済産業局長から、株式会社エネアーク関西（法人番号5120001118733）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第30条第1項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20240625近畿第2号
令和6年6月27日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について (回答)

令和6年6月24日付け20240619近畿第31号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請について、認可することに異存はありません。